

マイナンバーカードに伴う保険証の廃止関係について

<p>提案内容</p>	<p>1. このことにより市役所として具体的に事務の効率化が図られて何%の人員削減及び経費削減が見込めるのか広報していただきたい。 (具体的メリットが伝わってこないため)</p> <p>2. マイナンバーカードを持たない人には資格確認証が「申請により」交付されると聞き及びますが当然のことながら市民への行政サービスが低下することのないように資格確認証であれ従来通り「送付方式」で行っていただきたい。(マイナンバーカードは8年前にe-taxのため作成したが不具合があり使用していない。保険証はスキャンしないとわからないカードより紙が患者病院双方ともわかるので望ましい。持ち歩くのにも今までのやり方がベスト。24年から仮に毎年申請して紙を受け取るとなると行けない人や期限切れやらで混乱します。マイナンバーカードを持たない人には少なくとも雲南市は混乱する国より市民のため従来どおり資格確認証であれ申請ではなく「送付」して下さい。)</p>
<p>回 答</p>	<p>1. について 健康保険証を廃止し、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けられる制度に係る法律が、今国会で成立したところです。国では、マイナ保険証により、次のメリットがあるとされています。</p> <p>①利用者（患者）：・入院時に申請により発行する減額認定証等が申請不要になる。 ・自身の薬剤情報・特定健診情報の閲覧可能 ・就職・転職・引越などの場合、そのまま健康保険証として使用可能であるが、医療保険者への届出は引き続き必要。</p> <p>②医療機関：・診療受付に係る人的負担が軽減されるとともに、患者の診療歴等の確認が容易となる。</p> <p>③保険者（自治体等）：・資格喪失後受診による保険者間調整の事務軽減 ・入院時に申請により発行する減額認定証等の発行業務が減るなどの事務の軽減</p> <p>具体的な効率化の割合については、国においても示されてはおりませんが、今後の行政のデジタル化の一環として、行政の事務効率化を図るため導入されたものと承知しています。</p> <p>今回の健康保険証廃止に係る制度について、今後国からの通知等を確認しながら、市民の方に丁寧な周知に努めてまいります。</p> <p>2. について 法律の改正により、マイナンバーカードを持たない方は、申請により「資格確認書」を交付するとされています。</p> <p>経過措置として当面の間、保険者が職権で交付することができるも検討されていますが、詳細は今後国から示される予定です。</p> <p>保険料を納めている方が保険診療を受けることは、当然の権利であります。</p> <p>2024年秋から新たな制度が始まるとされていますが、行政サービスが低下することのないよう、適切に対応したいと考えます。</p> <p>(回答部署：市民環境部市民生活課)</p>